

# 事業者特別支援金 申請の手引き

国や道の要請に係る「感染防止対策協力支援金」を一度でも受給した飲食店等の事業者及び「大規模施設感染防止対策等支援金」受給者は対象になりません。

## 対象となる方

下記の①または②において、令和3年4月～9月のいずれかの月の売上が、対前年または前々年の同月比で20%以上減少している町内事業者。

- ① 時短対象飲食店との取引がある事業者
- ② 外出・往来自粛等による影響を受けた事業者

※国や道の要請に係る「感染防止対策協力支援金」を一度でも受給した飲食店等の事業者及び「大規模施設感染防止対策等支援金」受給者は対象になりません。

## 給付額

法人事業者等 20万円      個人事業者等 10万円

売上50%以上減	30%以上50%未満減	20%以上30%未満減
【月次支援金(国)】 法人上限20万円/月 個人上限10万円/月	【道支援金B・C(北海道)】 法人10万円 個人 5万円	
事業者特別支援金 法人20万円 個人10万円		事業者特別支援金 法人20万円 個人10万円

## 申請について

【申請期限】 令和4年1月31日（月）まで（消印有効）

【申請方法】 郵送にて申請をお願いします。

<宛先> 〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9  
当別町 経済部 商工観光課

【問い合わせ先】 当別町 経済部 商工観光課

（電話）0133-23-3129

（受付時間）午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ）

## I 支援金の概要

令和3年4月から9月において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う北海道の要請などにより幅広い事業者へ影響が広がっていることから、休業・時短等に協力した飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた町内事業者に対する支援を行います。

## II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の1～5の要件をすべて満たすものとします。

- 1 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「措置」という。）に伴う時短要請の対象飲食店等と直接・間接の取引があること、または不要不急の外出・往来自粛による影響を受けたこと。
- 2 令和3年4月～9月のうち、月間売上が前年または前々年と比較して20%以上減少している月があること。
- 3 「感染防止対策協力支援金」及び「大規模施設感染防止対策等支援金」（当別町）を受給していないこと。
- 4 町内に事業所を置く事業者で、支援金受領後も事業を継続する意思があること。
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が当別町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

## III 申請手続き等

### 1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

#### (1) 当別町公式ホームページ

トップページ検索コーナー「組織でさがす」→「経済部 商工観光課」→「商工観光係からのお知らせ」

#### (2) 当別町役場1階（正面玄関案内板付近）

#### (3) 当別町商工会

### 2 申請書類の提出

4ページに記載のある「申請書類」を全て提出してください。申請前に「必要書類チェックリスト」にて不足がないか確認してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしませんので、控えを手元に残しておいてください。

### 3 申請受付期間及び受付方法

#### (1) 申請受付期限

令和4年1月31日(月)まで(消印有効)

#### (2) 申請受付方法

郵送にて提出をお願いします。

(宛先) 〒061-0292 石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町 経済部 商工観光課

※切手を貼付し、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

### 4 支給の決定

申請書類を審査したのち、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は11月下旬から順次支給していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただきます。

### 5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送します。一方、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関して通知します。

## IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、当別町は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還することとなります。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関(北海道・保健所・税務当局等)に提供する場合があります。
- 3 誓約書に記載しているすべての事項について、誓約していただきます。

# 申請書類

下記1～8の書類を提出してください。

なお、「月次支援金」または「道特別支援金 B または C」の支給決定を受けた方は、**通知書を添付することで**、※の書類を省略して申請することが可能です。

## 1 事業者特別支援金 申請書及び誓約書（別記様式1）

1 事業者1枚の提出となります。また、本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

## 2 確定申告書第一表の写し※

売上減少の比較対象年のもの（2020年または2019年）をご提出ください。

## 3 売上台帳※

売上減少対象月のものを2か年分ご提出ください。（2021年4月～9月のうちいずれかの月と、2020年または2019年の同月の売上台帳）

## 4 振込先口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名がわかるよう、通帳の表紙をめくった1ページ目の写しをご提出ください。

## 5 法人事業概況説明書（法人事業者のみ）※

売上減少の比較対象年のもの（2020年または2019年）をご提出ください。

## 6 履歴事項全部証明書（法人事業者のみ）※

申請時から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

## 7 所得税青色申告決算書（月別売上高）の写しまたは白色申告収支内訳書の写し（個人事業者のみ）※

売上減少の比較対象年のもの（2020年または2019年）をご提出ください。

## 8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

氏名、住所、生年月日が分かる公的書類（運転免許証、保険証等）の写しをご提出ください。

送付前に「必要書類チェックリスト」にて不足がないかご確認ください。

また、申請書類の返却はいたしませんので、控えを手元に残しておいてください。